意見書案第12号

コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 3年 9月 7日

取手市議会議長 齋藤久代殿

提出者 取手市議会議員 遠 山 智恵子

ッツリング 関 戸 勇

コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める意見書(案)

長期化するコロナ危機の中で、営業自粛による中小業者の経営危機や労働者の解雇などが広がり、戦後最悪の不況に見舞われています。収入減で「1日1食」に切り詰めるなど、「食べたくても食べられない」人たちが増えています。

全国で取り組まれている食料支援の取組やフードバンクには、学生や仕事と住まいを失い、 食べることすらままならない人々が多数訪れ、米をはじめとする食料の配布が歓迎されていま す。

その一方で、米をはじめとする農産物の需要が減少し、過剰在庫による価格低迷に農家が苦しんでいます。米については需要減を理由に、史上最大の生産量の削減が実施されています。 食べられない人々がいる一方で米を作らせない、こんな矛盾はありません。

アメリカは昨年、余剰になった農畜産物を買い上げ、生活困窮者への食料支援に提供したのに続き、今年も低所得世帯やシングル家庭、貧困高齢者への食料配布補助など支援政策を強化しています。

日本では農林水産省が政府備蓄米を子ども食堂に無償提供していますが、「食育」の範囲の微々たる量に限られています。これではコロナ禍で苦しむ人々を救済することはできません。

今、コロナ禍の中で増えている生活困窮者への支援の拡充は急務となっています。

今こそ、政府の責任で行き場を失った農産物を、困窮する国民に提供する食料支援策を実施する時です。

よって、コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を実施するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 農林水産大臣 文部科学大臣 経済産業大臣 厚生労働大臣